

○小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

昭和58年9月30日

条例第10号

改正 昭和60年3月25日条例第3号

昭和60年7月31日条例第25号

平成4年6月24日条例第17号

平成8年9月24日条例第16号

平成9年9月29日条例第34号

平成11年3月17日条例第6号

平成15年9月19日条例第16号

平成18年12月20日条例第40号

平成20年3月24日条例第3号

平成20年6月26日条例第17号

(題名改称)

平成22年9月28日条例第20号

平成22年12月21日条例第24号

平成26年9月25日条例第18号

平成26年12月19日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平20条例17・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって18歳未満の児童（4月2日以降翌年3月31日までの間に18歳

に達する者を含む。以下同じ。)を現に扶養している者をいう。

(2) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のいない男子」という。)であつて18歳未満の児童を現に扶養している者をいう。

(3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。)をいう。

(4) 父母のない児童 法附則第3条に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童をいう。

(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(平8条例16・平11条例6・平15条例16・平20条例17・平26条例18・平26条例30・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であつて次の各号に該当する者とする。

(1) 小都市の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により医療支援給付を受けている者

- (3) 母子家庭の母の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童
 - (4) 母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にする者の前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童
 - (5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童
 - (6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童
 - (7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童
 - (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号ロ若しくはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ若しくはニに該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下「父母が死亡した児童等」という。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額を超えるときの当該父母が死亡した児童等
 - (9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童
- 3 前項第3号から第9号までに規定する所得は、施行令第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。

（平11条例6・平15条例16・平20条例3・平20条例17・平22条例20・平22条例24・平26条例18・一部改正）

（ひとり親家庭等医療費の支給）

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民

健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。（以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については、支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額）

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（平8条例16・平11条例6・平18条例40・平20条例17・一部改正）

（受給資格の認定）

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をし、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続きひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

（平9条例34・平20条例17・一部改正）

（ひとり親家庭等医療証の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところによりひとり親家庭等医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例によるひとり親家庭等医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等医療証を交付しないものとする。

（平8条例16・平20条例17・一部改正）

（ひとり親家庭等医療証の提出）

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所又は薬局及び訪問看護ステーション

(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(平8条例16・平20条例17・一部改正)

(支払の方法)

第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(平20条例17・一部改正)

(届出義務)

第9条 受給資格者は、氏名、住所その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(平20条例17・一部改正)

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為によってひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(平20条例17・一部改正)

(報告等)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係人に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(平20条例17・一部改正)

(受給権の保護)

第13条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(平20条例17・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る母子家庭等医療費から適用する。

(経過措置)

- 2 第2条第4号に規定する1人暮らしの寡婦に係る「配偶者のない女子」とは、当分の間、婚姻の届出をしている配偶者と死別又は離婚した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものをいう。

附 則（昭和60年3月25日条例第3号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年7月31日条例第25号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和60年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和60年7月31日以前において認定の申請をしている者でその後認定を受けたもの及び同日において認定を受けている者の同年8月から昭和61年7月までの母子家庭等医療費の受給資格の認定については、昭和60年8月31日までの申請に限り改正後の小郡市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の小郡市母子家庭等医療費の支給に関する条例第5条第2項の規定は、この条例の施行後に母子家庭等医療費の支給要件に該当するに至った者の当該母子家庭等医療費の認定の申請について適用する。

附 則（平成4年6月24日条例第17号）

この条例は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成8年9月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小郡市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年9月29日条例第34号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月19日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小郡市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月20日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日条例第17号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、施行日前においても、改正後の条例第3条の対象者に係る受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができる。

（経過措置）

3 施行日から平成22年9月30日までの間に行われる診療分に限り、改正前の小郡市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条第4項の規定による受給資格者であった一人暮らしの寡婦（施行日以降、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者及び前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者は除く。）については、引き続き改正後の条例の対象者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第4条第1項第1号中「入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限

度とする。）」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき12,000円（ただし、自己負担分相当額が12,000円に満たない額の場合は、当該額）」とし、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき24,000円（ただし、自己負担分相当額が24,000円に満たない額の場合は、当該額）」とし、改正後の条例第4条第1項第2号中「前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額）」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき1,000円（ただし、自己負担分相当額が1,000円に満たない額の場合は、当該額）」とし、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき2,000円（ただし、自己負担分相当額が2,000円に満たない額の場合は、当該額）」とする。

附 則（平成22年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。

附 則（平成22年12月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。

附 則（平成26年9月25日条例第18号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

○小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

昭和58年9月30日

規則第7号

改正 平成8年10月3日規則第20号

平成11年3月29日規則第8号

平成16年8月18日規則第26号

平成18年10月26日規則第35号

平成18年12月27日規則第38号

平成20年6月26日規則第17号

(題名改称)

平成27年12月28日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年小郡市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平20規則17・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格認定の手続)

第3条 条例第5条の規定により、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請書に次の各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けた者が、同条後段の規定により、あらためてひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする場合においても同様とする。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(平11規則8・平18規則35・平20規則17・一部改正)

(ひとり親家庭等医療証の交付等)

第4条 条例第6条第1項に規定するひとり親家庭等医療証（以下「医療証」という。）

の交付は市長が交付の可否を審査したうえ、行うものとする。

- 2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

（平18規則35・平20規則17・一部改正）

（医療証の更新申請等）

第5条 受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療証更新申請書により医療証の更新を申請することができる。

- 2 第3条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。
- 3 受給資格者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を速やかに、市長に返還しなければならない。

（平18規則35・平20規則17・一部改正）

（医療証の再交付）

第6条 受給資格者は医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療証再交付申請書を市長に提出して、医療証の再交付を受けることができる。

- 2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書にはその医療証を添えなければならない。
- 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

（平18規則35・平20規則17・一部改正）

（保険医療機関等）

第7条 条例第7条で規定する規則で定める保険医療機関等は、次に掲げる病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の定める病院、診療所又は薬局

（平8規則20・平20規則17・一部改正）

（ひとり親家庭等医療費の請求）

第8条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、対象者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、ひとり親家庭等医療費請求書を

提出するものとする。

(平18規則35・平20規則17・一部改正)

(ひとり親家庭等医療費の支給申請)

第9条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えてひとり親家庭等医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給資格者が国民健康保険の被保険者であつて、当該受給資格者に係るひとり親家庭等医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(平8規則20・平18規則35・平20規則17・一部改正)

(ひとり親家庭等医療費に関する決定の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請書が提出された場合において、ひとり親家庭等医療費の支給を決定したときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、ひとり親家庭等医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(平18規則35・平20規則17・一部改正)

(届出事項)

第11条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者の住所及び氏名
- (2) 被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名
- (3) 保険者
- (4) 保険給付の内容
- (5) 受給資格に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、ひとり親家庭等医療変更届に医療証を添えこれを市長に提出しなければならない。

3 受給資格者は、条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。

4 受給資格者は、ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被害届に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(平11規則8・平18規則35・平20規則17・一部改正)

(受給資格の喪失の特例)

第12条 受給資格者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

- (1) 母子家庭又は父子家庭でなくなったとき（婚姻による場合を除く） 母子家庭又は父子家庭でなくなった日の属する月の末日
- (2) 父母のない児童でなくなったとき 父母のない児童でなくなった日の属する月の末日
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童又は父母のない児童が18歳に達したとき 最も早く到来する3月31日
- (4) 受給資格者が死亡したとき 死亡の日。ただし、児童が死亡したため受給資格の要件に該当しなくなった母子家庭の母又は父子家庭の父が現に医療を受けている場合は児童が死亡した日の属する月の末日とする。

(平8規則20・平20規則17・一部改正)

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭等医療費受給資格（認定・更新）申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 削除
- (3) ひとり親家庭等医療証 様式第3号
- (4) ひとり親家庭等医療証再交付申請書 様式第4号
- (5) ひとり親家庭等医療費請求書（医科、歯科用） 様式第5号
- (6) ひとり親家庭等医療費請求書（調剤用） 様式第6号
- (7) ひとり親家庭等訪問看護療養費請求書 様式第7号
- (8) ひとり親家庭等医療費支給申請書 様式第8号
- (9) ひとり親家庭等医療変更届 様式第9号
- (10) ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届 様式第10号
- (11) 第三者の行為による被害届 様式第11号

(平8規則20・追加、平20規則17・一部改正)

(補則)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平8規則20・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る母子家庭等医療費から適用する。

附 則（平成8年10月3日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小郡市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成11年3月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、様式第5号及び第6号の改正規定は平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成16年8月18日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月26日規則第35号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 規則第13条に定める様式第5号から第7号までの様式については、当分の間、改正前の様式を取繕って使用することができる。

附 則（平成18年12月27日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月26日規則第17号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず施行日前においても、改正後の小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により、受給資格の認定及び受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付の手続きをすることができる。

（経過措置）

- 3 施行日から平成22年9月30日までの間に行われる診療分に限り、改正前の小郡市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条第4項の規定による受給資格者であった一人暮らしの寡婦でなくなったとき（婚姻による場合を除く。）は、その日の属する月の末日の翌日に受給資格を喪失するものとし、改正後の規則様式第3号中「入院 1日当たり

500円（月7日限度）」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「入院 1月当たり12,000円を限度」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院 1月当たり24,000円を限度」と、改正後の規則様式第3号中「入院外 1月当たり800円を限度」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「入院外 1月当たり1,000円を限度」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院外 1月当たり2,000円を限度」とする。

附 則（平成27年12月28日規則第42号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号(第13条第1号関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書兼台帳															
年 月 日															
小郡市長 殿					申請者 住所										
氏名															
電話番号															
小郡市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例・規則の規定に基づき、受給資格の(認定・更新)を申請します。 ☐ 当該申請に関して小郡市が住民基本台帳及び市町村民税に係る情報の提供を受けるために個人番号を利用することを承諾します。 ☐ 高額療養費に該当する場合は、その請求、受領及び振替を小郡市へ委任します。															
対 象 者	区分	ふりがな 氏 名			申請者との 続 柄		性別		生年月日			職業・学校名 (学年)		別居者の住所	
	①母 父						男 女								
			個人番号												
	② 児童						男 女								
							男 女								
							男 女								
生計 維持者						男 女									
			個人番号												
③対象者となった事由										事由発生年月日					
④児 童 扶 養 手 当 の 受 給 状 況					証書番号 福児扶第 号					⑤年 金 の 受 給 状 況		年金の種別 証書番号			
⑥加入医 療保険 の内容	被保険者等氏名									保 険 者 番 号					
	住 所									保 険 者 名 称					
	記号・番号				付 加 給 付 の 内 容		有・無		資 格 取 得 日		年 月 日		交 付 年 月 日		
所 得 状 況		本人					配偶者					扶養義務者			
控除後の所得額		円					円					円			
控除対象親族等 (うち老人)		(人)					(人)					(人)			
限 度 額		円					円					円			
[事務処理欄] 認定年月日 ・ 医療証交付年月日 ・															
資格審査		① 認定 ②却下()													

様式第3号(第13条第3号関係)

(表 面)

福岡県ひとり親家庭等医療 ② 医 療 証									
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
負担者番号		9	0	4	0				
受給者番号									
受給者	住 所	福岡県							
	氏 名							男・女	
	生年月日	昭・平 年 月 日							
一部自己負担金		入院 1日当たり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり800円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。							
発行機関名及び印		福岡県							
交付年月日		年 月 日							

※ この証は県外の保険医療機関等では使用できません。

(裏 面)

注意事項
1 この証は、市町村の条例によりひとり親家庭等医療費の支給を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。
2 受給者が保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証等に添えて、この証を必ず窓口提出して下さい。
3 受給者の資格がなくなったり有効期間を経過したときは、この証を使用することができませんので、速やかに市町村長に返してください。
4 氏名・住所に変更があったときは、この証を添えて、速やかに市町村長にその旨を届け出てください。
5 加入している医療保険又はその内容などに変更があったときは、速やかに市町村長にその旨を届け出てください。
6 この証では、交通費、容器代、入院室料の差額、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の経費は、公費負担されません。
7 他の公費医療の適用がある場合は、この証は使えないこととなりますからご了承ください。 (後日、市町村に払い戻しの申請を行ってください。)

様式第4号(第13条第4号関係)

ひとり親家庭等医療証再交付申請書											
年 月 日											
小郡市長 殿											
申請者 住所 氏名											
下記のとおりですから、ひとり親家庭等医療証を再交付して下さるよう申請します。											
ひとり親家庭等医療証の受給者番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										
受 給 者 の 氏 名	_____										
申 請 の 理 由	1 なくした 2 やぶれた 3 よごれた 4 その他()										

様式第5号(第13条第5号関係)

		1		3		8	
		医科		歯科		医保	

年 月 分 乳障親医療費請求書							
4		0		年 月 日		殿 医療機関 コー ド	
下記のとおりに請求する。				保険医療機関等の 所在地及び名称 開設者氏名			
		年 月 日				㊟	

	保 険 給 付 割 合 別	件数	診 療 実 日 数	総点数	乳・障・親医 療費給付 外 点 数	一 部 負 担 金	備 考
⑤ 乳 幼 児	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
	割	請求					
		※決定					
⑥ 障 害 者	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
	9割	請求					
		※決定					
⑨ ひとり親	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
	9割	請求					
		※決定					

(注) ※印の欄は記入しないでください。
 この様式で国保該当者分の請求はできません。
 実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

様式第6号(第13条第6号関係)

		4		8	
		調剤		医保	

年		月		分		乳障親医療費請求書	
4	0					殿	薬局 コード

下記のとおりに請求する。 保険医療機関等の
所在地及び名称
年 月 日 開設者氏名 ㊟

	保険給付別	件数	処方 せんの 枚 数	総金額	一部負担金	備考
⑤ 乳 幼 児	7割	請求				
		※決定				
	8割	請求				
		※決定				
	割	請求				
		※決定				
⑥ 障 害 者	7割	請求				
		※決定				
	8割	請求				
		※決定				
	9割	請求				
		※決定				
⑨ ひとり親	7割	請求				
		※決定				
	8割	請求				
		※決定				
	9割	請求				
		※決定				

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

様式第7号(第13条第7号関係)

	9	8	
	訪	医保	

年 月 分乳障親訪問看護療養費請求書

4	0				殿	訪問看護 ステーション コード
---	---	--	--	--	---	-----------------------

下記のとおりに請求する。 保険医療機関等の
所在地及び名称
年 月 日 開設者氏名 ㊦

	保 険 給 付 別	件数	実日数	総金額	乳・障・親訪問看護 療養費給付外金額	※金 額	備考
⑤ 乳 幼 児	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
	割	請求					
		※決定					
⑥ 障 害 者	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
	9割	請求					
		※決定					
⑨ ひ と り 親	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
	9割	請求					
		※決定					

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

口座振込先							
1 銀行名		_____銀行_____支店					
2 口座番号		当座 普通		No. _____			
ふりがな							
3 口座名		_____ 					

ひとり親家庭等 医療費支給申請書							
年 月 日							
小郡市長 殿							
電話番号: _____							
申請者 住 所: _____							
氏 名: _____ 							
次のとおり、(一部負担金・療養費)を支払いましたので、医療費の支給を申請します。							
医 療 証 の 番 号				被保険者証等 の記号・番号			
受 給 者 氏 名	年 月 日生			被 保 険 者 等 の 氏 名			
療養期間	年 月 日～			年 月 日			
医療機関	所在地 名 称						
医 療 費 総 額	円			申請額	円		
申請理由	1 医療保険各法による療養費が支給された。 2 県外の医療機関等で受診した。 3 その他()						
費用額	保険者 負担分	一部負担金	結予等 負担分	その他の 負担分	控 除 額		支給額
					初診料	往診料 控除額	その他の 控除額

様式第9号(第13条第9号関係)

ひとり親家庭等

医 療 変 更 届

年 月 日

小郡市長 殿

電話番号：_____

届出人 住 所：_____

氏 名：_____

次のとおり変更がありましたので、お届けします。

対象者氏名			生年月日	. .	
変更年月日	年 月 日		受給者番号		
変 更 事 項	1 対象者の住所 2 対象者の氏名 3 被保険者証(組合員証) 4 障害の等級 5 その他()				
変更の内容	変 更 後		変 更 前		
	対象者の氏名				
	対象者の住所				
	記 号 番 号				
	被保険者氏名				
	保 険 者 名				
	保険者コード				
	事 業 所 名				
	障 害 の 等 級				
	医 療 区 分				

回収

入力

台帳

月報

様式第10号(第13条第10号関係)

ひとり親家庭等		医療費受給資格喪失届	
年 月 日 小郡市長 殿 電話番号：_____ 届出人 住 所：_____ 氏 名：_____ 次のとおり受給資格を喪失したので、医療証を添えて届けます。			
受 給 資 格 喪 失 の 理 由	1 小郡市から転出したため (転出先：_____) 2 死亡したため 3 生活保護を受けるため 4 児童が18歳に到達したため 5 他の公費負担による医療を受けたため 6 その他 (_____)		
喪 失 年 月 日	年 月 日		
受 給 者 番 号			
対 象 者 氏 名		生年月日	. .
有効期限	入院外	年 月 日まで	
	入 院	年 月 日まで	
		回 収	入 力
		台 帳	月 報

様式第11号(第13条第11号関係)

第三者の行為による被害届 年 月 日 小郡市長 殿 届出人 住所 氏名 次のとおり届けます。									
被害者	受給者番号				受給資格者名 (被害者名)				
加害者	住所				氏名		職業	電話	
加害者の 使用者	住所				氏名		職業	電話	
負傷の日時及び場所		年 月 日午前・午後 時 分頃 場所							
発病の原因 又は負傷時の状況									
疾病又は負傷の程度					治ゆまでの 見込み	入院 通院 診療費 総額		円 円 円	
診療を受け た医師名	当初	住所			氏名	電話			
	転医後	住所			氏名	電話			
自動車事故 の場合	自動車番号				自動車所有者 住所・氏名		電話		
	自動車損害賠償 責任保険契約社				所在地				
損害賠償に 関する交渉 の経過									

様式第 1 号 (第13条第 1 号関係)

(平27規則42・全改)

様式第 2 号 削除

(平20規則17)

様式第 3 号 (第13条第 3 号関係)

(平20規則17・全改)

様式第 4 号 (第13条第 4 号関係)

(平 8 規則20・全改、平11規則 8・平20規則17・一部改正)

様式第 5 号 (第13条第 5 号関係)

(平11規則 8・全改、平16規則26・平18規則35・平20規則17・一部改正)

様式第 6 号 (第13条第 6 号関係)

(平11規則 8・全改、平16規則26・平18規則35・平20規則17・一部改正)

様式第 7 号 (第13条第 7 号関係)

(平 8 規則20・全改、平11規則 8・平18規則35・平20規則17・一部改正)

様式第 8 号 (第13条第 8 号関係)

(平18規則38・全改、平20規則17・一部改正)

様式第 9 号 (第13条第 9 号関係)

(平18規則38・全改、平20規則17・一部改正)

様式第10号 (第13条第10号関係)

(平18規則38・全改、平20規則17・一部改正)

様式第11号 (第13条第11号関係)

(平 8 規則20・追加、平11規則 8・一部改正)